
第 2 編

地 下 水 質 調 査 結 果



熊本市江津湖

調査の目的
調査方法等
調査結果の概要



I 調査の目的

この地下水質調査は、水質汚濁防止法第15条の規定に基づく地下水の水質汚濁状況の常時監視を目的として行ったものであり、同法第17条の規定に基づき公表するものです。

II 調査方法等

1 調査期間

令和6年（2024年）4月から令和7年（2025年）3月まで

2 調査項目

（1）環境基準項目（28項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀*、ポリ塩化ビフェニル（P C B）、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

* アルキル水銀は総水銀が検出された場合のみ調査を実施

（2）要監視項目（25項目）

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン（M E P）、イソプロチオラン、オキシン銅（有機銅）、クロロタロニル（T P N）、プロピザミド、E P N、ジクロルボス（D D V P）、フェノブカルブ（B P M C）、イプロベンホス（I B P）、クロルニトロフェン（C N P）、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン*、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A）

* 熊本市の調査井戸は溶解性マンガンを測定

3 調査方法

環境基準に係る告示に定められた測定方法により実施した。

4 調査機関

熊本県、熊本市、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所、錦町

5 調査の種類

調査名	対象井戸	目的
(1) 概況調査	①新規概況調査(G点)	(原則として) 過去に調査を行っていない井戸 地域の地下水の概況を把握するための調査
	②定点監視調査(T点)	地域の代表地点の井戸
	③定点監視調査補助点調査(N点)	定点監視調査を補う地点の井戸 継続的な監視をするための調査(毎年同じ井戸を調査)
(2) 継続監視調査	①汚染地区調査(M点)	過去に汚染のあった井戸

	②検出井戸周辺地区調査(K点)	過去に有機塩素化合物等が検出された井戸	
	③特定地点調査(A点)	荒尾地域硝酸性窒素削減計画の指標井戸	
(3)汚染井戸周辺地区調査	①汚染井戸周辺地区調査(S点)	新たに汚染が発見された井戸の周辺井戸	新たに発見された汚染の範囲を確認するための調査

※ 上記以外に「その他の調査」として地下水の調査を行うことがあります。

(1) 概況調査

① 新規概況調査 (G 点)

地域の全体的な地下水の概況を把握するために、原則としてこれまで未調査の井戸で実施する水質調査です。平成元年度から以下の調査を実施しています。

- ・平成元～3年度：全市町村を対象に有機塩素化合物を中心に実施 (1～5 kmメッシュ)
県内を対象に硝酸性窒素の第一次メッシュ調査 (5 kmメッシュ)
- ・平成4～5年度：有機塩素化合物を使用する工場・事業場の周辺井戸調査
- ・平成6～9年度：全市町村を対象に硝酸性窒素の第二次メッシュ調査 (1～5 kmメッシュ)
- ・平成10～12年度：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を中心に実施
- ・平成13～15年度：ふつ素、ほう素の調査を実施
- ・平成16～18年度：砒^ひ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素の調査を実施
- ・平成19～21年度：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素の調査を実施
(熊本市は平成21年度に揮発性有機化合物の調査を実施)
- ・平成22～24年度：塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンの調査を実施 (熊本市は揮発性有機塩素化合物の調査を実施)
- ・平成25～27年度：熊本地域(熊本市及び周辺市町村)において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査を実施 (熊本市は砒素、ふつ素の調査も併せて実施)
- ・平成28年度：鉛、砒素の調査を実施 (県内3年ローリング(熊本市除く))
熊本市では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、砒素、ふつ素の調査を実施
- ・平成29年度：熊本地震の影響を考慮して新規概況調査を休止
- ・平成30年度：鉛、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査を実施
(県内3年ローリング(熊本市除く))
- ・令和元年度：鉛、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査を実施
(県内3年ローリング(熊本市除く))
- ・令和2～4年度：令和2年7月豪雨及び新型コロナウィルス感染症の影響により新規概況調査を休止
- ・令和5～6年度：過去に調査が実施されていない地域(空白地域)を対象に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査を実施

② 定点監視調査 (T 点)

地域の代表的な地下水質を監視するための継続的な調査をいいます。平成3年度までは、熊本市を含む周辺9市町で実施していましたが、平成4年度に県下全市町村に

それぞれ 1~13 地点を設定して毎年調査を実施しています。

③ 定点監視調査補助点調査 (N 点)

定点監視調査 (T 点) を補うための調査です。主に熊本市東部の硝酸性窒素濃度等の監視のために、平成 20 年度から実施しています。

(2) 継続監視調査

汚染地区等の地下水質の動向を監視するための継続的、経年的な水質調査で、「汚染地区調査」、「検出井戸周辺地区調査」、「特定地点調査」の 3 つの調査で構成されています。

① 汚染地区調査 (M 点)

地下水汚染が確認された地区の地下水質の動向を監視するための継続的な調査を行います。

それまでに汚染が確認された地区を調査地区として設定して、平成元年度から調査を実施しています。その後、新たな汚染地区が確認された場合には、随時調査地区として追加します。

② 検出井戸周辺地区調査 (K 点)

揮発性有機塩素化合物等が環境基準を超過していないものの検出された井戸及びその周辺地区の地下水質の動向を監視するための継続的な調査です。それまでに揮発性有機塩素化合物が低濃度で検出された井戸及びその周辺地区を調査地区として設定して、平成 4 年度から実施しています。

また、平成 30 年度に実施した菊池市地下水調査（項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）の結果から、基準 (10mg/L) を超過していないものの、比較的高濃度 (7mg/L 以上) の値を示した地点を新たな K 点として選定しています。

③ 特定地点調査 (A 点)

荒尾地域硝酸性窒素削減計画の指標井戸で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素濃度の動向を監視するための継続的な調査です。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

○汚染井戸周辺地区調査 (S 点)

概況調査等により、新たに発見された汚染について汚染の範囲を確認するために実施する地下水の水質調査をいいます。

(4) その他の調査

令和 6 年度は、要監視項目である全マンガンやウランの指針値、PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）の超過範囲を確認することを目的として、測定計画外の調査を実施しています。

III 調査結果の概要

近年では、重金属や揮発性有機塩素化合物（以下「VOC」という。）によって新たに地下水が汚染される事例はほとんどありませんが、過去の汚染により長期間 VOC が検出されている井戸や地域によっては自然由来と推測される砒素、ふつ素、ほう素により環境基準を超過している井戸が確認されています（図1参照）。また、令和4年度から、要監視項目であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）を新たに測定しておりますが、指針値（暫定）を超過している井戸が確認されています。

一方、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、地下水の環境基準（10 mg/L）を超過している井戸が県内各地で見られます。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染の主要因は、生活排水の不適切な処理、過剰な窒素肥料の溶脱、家畜排せつ物の不適正処理とされており、熊本県では平成13年度から、これらの汚染源からの窒素負荷を削減するよう取り組んでいます。

特に荒尾及び熊本地域では、それぞれ「第二期荒尾硝酸性窒素削減計画（令和5年3月）」、「第二期熊本地域硝酸性窒素削減計画（令和7年3月）」を策定し、全ての指標井戸で硝酸性窒素濃度を環境基準以下にすることを目標とし、関係機関等と連携しながら各種対策を推進しています。また、「地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画（令和6年3月）」を策定し、地域の状況に応じた市町村の硝酸性窒素対策の個別計画策定を県が支援することで、硝酸性窒素対策のさらなる推進を図っています。

また、平成27年4月には県農林水産部にて「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」が施行され、農業の持続的発展を通した地下水保全と土づくりに関する恒久的な取組みが開始されています。

地下水は一旦汚染されると、汚染対策には膨大な時間と多額の経費を必要とすることから、地下水の流動に関する調査研究や計画的なモニタリング及び汚染の未然防止に向けた対策が必要となっています。

詳細については、表1～10を参照してください。

調査地点及び結果

(1) 概況調査

① 新規概況調査（G点）

- ・ 調査地域：県下全市町村
- ・ 測定項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ・ 測定回数：年1回
- ・ 調査地点数：計30地点
- ・ 環境基準超過：1井戸

② 定点監視調査（T点）

- ・ 調査地域：県下全市町村
- ・ 測定項目：地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（27項目）、要監視項目（25項目）
- ・ 測定回数：年1～2回
- ・ 調査地点数：計102地点
- ・ 環境基準超過：砒素（3井戸）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（1井戸）、ふつ素（8井戸）、ほう素（2井戸）
- ・ 指針値超過：全マンガン*（5井戸）、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）（2井戸）

* 熊本市の調査井戸は溶解性マンガンを測定

③ 定点監視調査補助点調査 (N 点)

- ・ 調査地域 : 熊本市
- ・ 測定項目 : 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ・ 測定回数 : 年 1~2 回
- ・ 調査地点数 : 計 21 地点
- ・ 環境基準超過 : なし

(2) 繼続監視調査

① 汚染地区調査 (M 点)

- ・ 調査地域 : 熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、南関町、長洲町、和水町、南阿蘇村、御船町、氷川町、芦北町、多良木町、湯前町、山江村、あさぎり町、苓北町
- ・ 測定項目 : 全シアン、鉛、^ひ砒素、揮発性有機塩素化合物、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素
- ・ 測定回数 : 年 1~4 回
- ・ 調査地点 : 計 275 地点
- ・ 環境基準超過 : 砒素 (28 井戸)、1, 2-ジクロロエチレン (2 井戸)、トリクロロエチレン (5 井戸)、テトラクロロエチレン (8 井戸)、ベンゼン (1 井戸)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (49 井戸)、ふつ素 (37 井戸)、ほう素 (1 井戸)

② 検出井戸周辺地区調査 (K 点)

- ・ 調査地域 : 熊本市、八代市、菊池市、宇土市、上天草市、阿蘇市、合志市、山都町、あさぎり町、錦町
- ・ 測定項目 : 挥発性有機塩素化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (菊池市のみ)
- ・ 測定回数 : 年 1 回
- ・ 調査地点数 : 計 42 地点
- ・ 環境基準超過 : 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (3 井戸)

③ 特定地点調査 (A 点)

- ・ 調査地域 : 荒尾市
- ・ 測定項目 : 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ・ 測定回数 : 年 1 回
- ・ 調査地点数 : 計 18 地点
- ・ 環境基準超過 : 4 井戸

(3) 汚染井戸周辺地区調査

① 汚染井戸周辺地区調査 (S 点)

- ・ 調査地域 : 八代市、南関町
- ・ 測定項目 : 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ・ 測定回数 : 年 1 回
- ・ 調査地点数 : 計 13 地点
- ・ 環境基準超過 : 2 井戸

(4) その他の調査

① 測定計画外調査

- ・ 調査地域 : 熊本市、宇土市、宇城市、天草市、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、益城町 他
- ・ 測定項目 : 全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペ

ルフルオロオクタン酸 (PFOA)

- ・測定回数：年 1～6 回
- ・調査地点：計 198 地点
- ・指針値超過：全マンガン (2 井戸) 、ウラン (1 井戸) 、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (58 井戸)

【環境基準項目】

- 硒素
- VOC(揮発性有機化合物)
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ふつ素
- ほう素

【要監視項目】

- 全マンガン又は溶解性マンガン
- ウラン
- PFOS及びPFOA

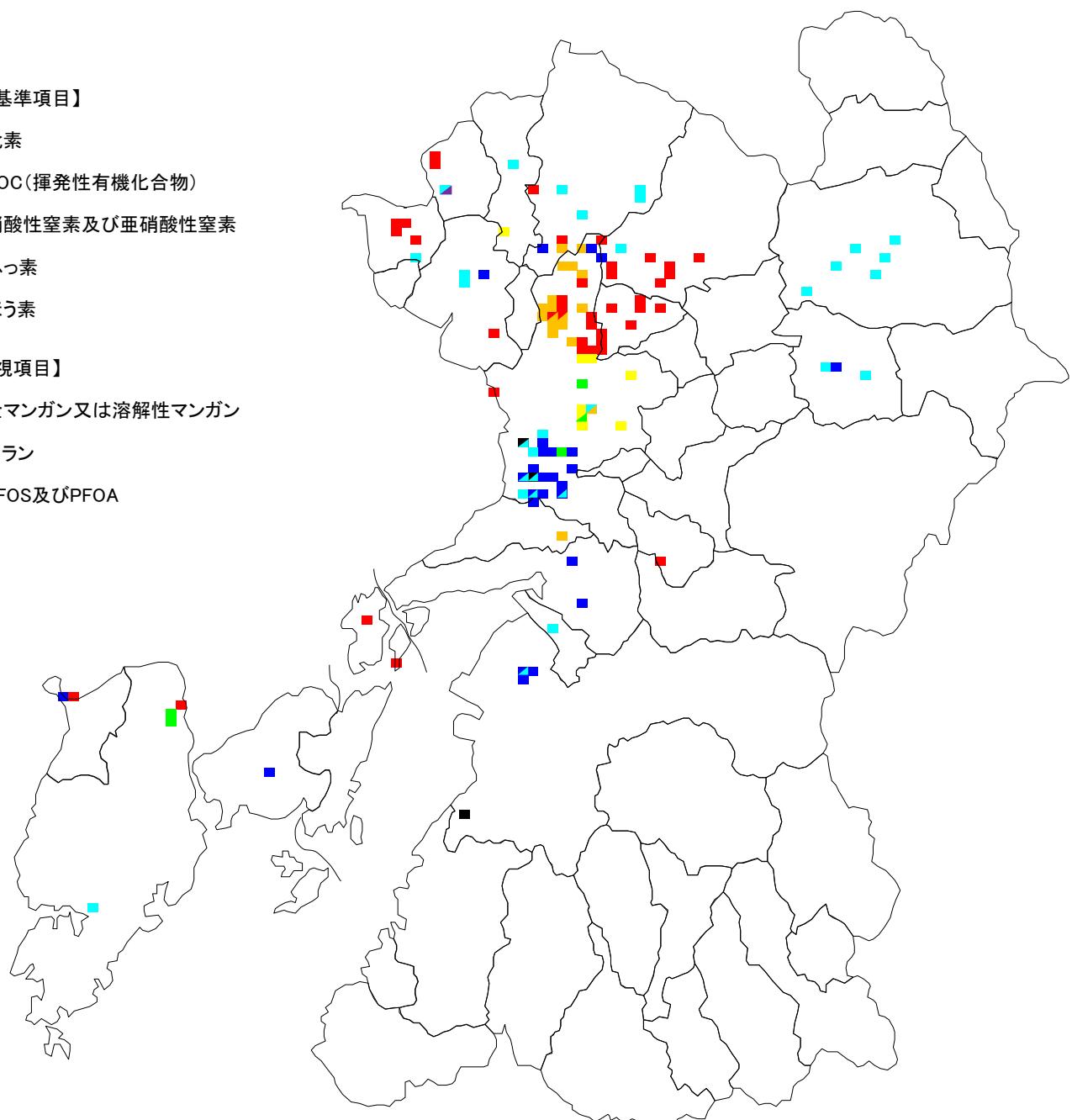


図1 令和6年度（2024年度）地下水質調査における環境基準等超過地点

(別記) 地下水の水質汚濁に係る環境基準^{*1}

項目	環境基準 [mg/L]	報告下限値 [mg/L]
カドミウム	0.003以下	0.0003
全シアン	検出されないこと	0.1
鉛	0.01以下	0.005
六価クロム	0.02以下	0.01
砒素	0.01以下	0.005
総水銀	0.0005以下	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005
PCB	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	0.002
四塩化炭素	0.002以下	0.0002
クロロエチレン	0.002以下	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.002
1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.008 ^{*2}
1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005
1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002
チウラム	0.006以下	0.0006
シマジン	0.003以下	0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	0.002
ベンゼン	0.01以下	0.001
セレン	0.01以下	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.02 ^{*3}
ふつ素	0.8以下	0.08
ほう素	1以下	0.01
1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005

^{*1} 要監視項目における指針値については、第1編 III (別記2)に記載

^{*2} 報告下限値内訳(シスー1,2-ジクロロエチレン:0.004、トランスー1,2-ジクロロエチレン:0.004)

^{*3} 報告下限値内訳(硝酸性窒素:0.01 亜硝酸性窒素:0.01)